

貸借対照表

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

(単位：円)

令和04年09月30日 現在

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	【 2,423,182,918】	【流動負債】	【 750,906,729】
現金預金	1,240,459,301	買掛金	118,433,353
売掛金	197,827,230	リース債務	21,895,404
契約資産	967,377,000	未払金	48,509,242
貯蔵品	546,806	未払費用	62,997,114
立替金	447,366	契約負債	27,414,337
前払費用	16,525,215	預り金	19,467,732
【固定資産】	【 255,293,096】	未払法人税等	172,822,700
(有形固定資産)	(51,719,582)	未払利息	16,807
器具備品	16,015,589	未払消費税	12,975,000
減価償却累計額	△4,199,094	賞与引当金	264,488,000
有形リース資産	106,567,820	受注損失引当金	1,887,040
減価償却累計額	△66,664,733	【固定負債】	【 105,939,391】
(無形固定資産)	(39,209,596)	リース債務	23,791,391
ソフトウェア	39,209,596	退職給付引当金	82,148,000
(投資その他の資産)	(164,363,918)	【負債合計】	【 856,846,120】
長期前払費用	12,004,400	純資産の部	
長期繰延税金資産	152,359,518	資本金	60,000,000
		(資本剰余金)	(11,629,599)
		資本準備金	11,629,599
		(利益剰余金)	(1,750,000,295)
		利益準備金	3,370,401
		繰越利益剰余金	1,746,629,894
		【純資産合計】	【 1,821,629,894】
【資産合計】	【 2,678,476,014】	【負債及び純資産合計】	【 2,678,476,014】

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項

1. たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品……………個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産……………定率法および定額法

2016年4月1日以降取得した建物付属設備および構築物については定額法を適用しております。

- ・無形固定資産……………定額法

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 受注損失引当金…受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金…従業員に対する将来の退職金支給に充てるため、自己都合による期末退職金要支給額の100%を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社では、調査・分析、政策・計画策定、コンサルティング並びに事業支援を行っております。

これらの履行義務はプロジェクトの進捗に応じて履行義務を充足していくと判断しております。そのため、期末日における原価総額の見積りに対する発生原価の割合に基づくインプット法を使用して進捗度を合理的に見積り、収益を認識しており

ます。受注金額及び原価総額の見積りに変更が生じる可能性がある場合、随時見積りの見直しを行っております。進捗度を合理的に見積ることができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

また、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断したサービスにおいては、契約期間にわたり、顧客との契約において約束された金額を契約に基づき按分して収益を認識しております。

システム機器等の販売においては、製品を顧客へ引き渡し後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で重要性の乏しい場合については、通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理によっております。

II 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、当社が受託する調査研究・コンサルティング等に関して、従来は、工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度の期首より、一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積り、その進捗率に基づいて一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約

変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権並びに金銭債務

株式会社三菱総合研究所

(単位：円)

短期金銭債権	売掛金	契約資産	合計
	114,466,301	381,411,000	495,877,301
短期金銭債務	買掛金	未払金	合計
	3,845,380	33,437,160	37,282,540